

交通あきた

交通安全フォトレポート

わたしたちの地区交通安全協会では、交通事故をなくすための幅広い活動を行っております。
 あなたの会費で充実した交通安全活動が展開されています。

～各地区の活動～



大館

自転車交通安全キャンペーン



北秋田

交通安全教室



県協会

チャイルドシート寄贈



鹿角

交通安全教室



能代

街頭キャンペーン



五城目

街頭キャンペーン



男鹿

街頭指導



秋田臨港

交通安全街頭指導



秋田

ランドセルカバーの寄贈



由利本荘

自転車交通安全キャンペーン



にかほ

交通安全教室



大仙

交通安全教室



美郷

街頭広報活動



仙北

自転車交通安全教室



横手

軽トラ交通安全パトロール出発式



増田

体験型講習会



湯沢

一日警察署長との街頭指導



羽後

交通安全街頭指導

新会長に長雄潤二氏が就任

令和四年度通常総会

(書面表決)

一般社団法人秋田県交通安全協会の令和四年度通常総会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、書面表決で実施されました。

総会(書面表決)では、「令和三年度事業報告並びに収支決算報告」及び「令和四年度事業計画並びに予算案」の任期満了に伴う役員選任について、議案審議が行われ、いずれの議案も原案どおり全会一致で五月二十七日(金)承認されました。

役員体制の変更に伴い、長年、会長として活躍された桑原功氏が退任され、新会長に長雄潤二副会長が、長雄副会長の後任に桑原勝治氏が選任されました。

◆県協会役員◆

理事	長雄	潤二(湯沢)
理事	大塚	和行(能代)
理事	桑原	勝治(秋田臨港)
理事	石川	倉男(鹿角)
理事	湊	政秋(五城)
理事	杉本	貞彦(男鹿)
理事	渡邊	和弘(秋田)
理事	佐々木	正(由利本荘)
理事	信田	健大(仙台)
理事	藤原	政春(美郷)
理事	稲田	修(仙北)
理事	藤澤	久男(横手)
理事	佐藤	安治(羽後)
理事	小野	誠(会)
理事	黒澤	芳彦(北協)
理事	須田	壽夫(北協)
理事	吉田	伸(増田)
監事	(新任)	
監事	(新任)	
監事	(新任)	
専務理事		

令和4年5月末までの交通事故発生状況

県内の人身事故発生状況(1月~5月)

区分	発生件数	死者数(うち高齢者)	負傷者数
令和3年	538	13(9)	630
令和4年	453	8(4)	542
増減	△85	△5(△5)	△88

死者の状態別被害状況(死者数)

区分	計	歩行中	自転車	同乗中	運転中
令和3年	13	8	1	0	4
令和4年	8	0	3	0	5
増減	△5	△8	2	0	1

死亡事故を起こした者(第1当事者)の年齢別状況(死者数)

区分	計	25歳未満	25~65歳未満	65歳以上	その他(不明)
令和3年	13	0	11	2	
令和4年	8	1	4	3	
増減	△5	1	△7	1	

5月末の交通事故の特徴

県警察のまとめによると、今年5月末の県内の交通事故は、発生件数、死者数、負傷者数それぞれ前年同期と比べ、減少した。
◎高齢者の死者数は減少

死者の状態別被害の特徴

◎歩行中の死者は減少
◎自転車の死者は増加
◎同乗中の死者は無し
◎運転中の死者は増加

第1当事者の年齢別の特徴

◎25歳未満は増加
◎25歳以上65歳未満は減少
◎65歳以上は増加

運転を続けるシニアの皆様へ

安全運転！
明るく元気に
安全運転！

過去3年間に一定の交通違反のある75歳以上のドライバーが対象

改正道路交通法の施行により
高齢運転者の
免許証更新時の
運転技能検査が
義務化されます！

令和4年5月13日より施行

運転免許証更新の際の手続きが変更になります。
75歳以上で過去3年間に信号無視などの一定の違反歴がある方は、免許証更新時に運転技能検査の受検が義務化されます。また、運転に不安を感じるものの運転を継続したいという方については、より安全な車のみ運転を継続できる「サポートカー限定免許」の申請が可能です。詳細はお住まいの都道府県の運転免許センター等にお問い合わせください。

警察庁・都道府県警察

令和4年5月13日から 高齢者の運転免許証の更新制度が変わります

対象：75歳以上で過去3年間に一定の違反歴がある方

認知機能検査
認知症のおそれなし
認知症のおそれあり

運転技能検査
運転技能検査が従来より厳格化されます。また、認知症でない旨の医師の診断書を提出した場合、検査が免除されます。

高齢者講習
認知機能検査の結果にかかわらず、更新受検を含む1時間の講習に1回参加する必要があります。

運転免許証更新
運転免許証更新

運転免許証取消し等
更新期間満了までに合格しない場合は、運転免許証が取消しとなります。

更新期間満了までに合格しない場合は、運転免許証が取消しとなります。

活用しましょう！ あなたの運転サポートカー限定免許制度

運転に不安を感じる方に対して、運転免許証の自主返納だけでなく、より安全なサポートカーに限定して運転を継続するより厳格な運転免許制度を創設する制度です。サポートカー限定免許の申請は、運転免許証の更新時に併せて行うことが可能です。サポートカーのリストは警察庁ウェブサイトをご覧ください。

※サポートカーとは一定の要件を満たした乗用車軽型トラック等の安全運転支援装置を備えた普通自動車になります。
※サポートカーであっても、車の機能を減損することなく、安全運転に努める必要があります。
※サポートカー限定免許にされた方がサポートカー以外の自動車運転した場合、条件違反となり、罰則の対象となります。

運転免許センターの技能試験コースで運転練習ができます

秋田市にある運転免許センターで、持ち込み車両により運転練習ができます。

実施日 4月から11月までの毎月第2土曜日

場 所 秋田県警察運転免許センター

練習時間
1回目 10:00～11:00
2回目 11:00～12:00
3回目 13:00～14:00
4回目 14:00～15:00

使用車両 自動車保険に加入している持ち込みの普通乗用車（軽乗用車、ワゴン車、RV車を含む）

申込方法 練習日の1ヵ月前から前日まで
(一社)秋田県交通安全協会
☎018(896) 5045へ
電話予約してください。

料 金 1回あたり2,000円(延長もできます)

対 象 年齢が18歳以上で、運転免許を新たに取得しようとする方や二種免許など技能試験合格をめざしている方、いわゆるペーパードライバーの方など。

原付免許取得時講習

原動機付自転車(原付)運転免許を取得する方は、学科試験の他に原付免許取得時講習を受けなければなりません。

原付講習を受けるには、事前予約が必要です。

実施日 3月・4月は、月曜から金曜（祝祭日を除く）
8月は、火曜、水曜、木曜（祝祭日を除く）
5月、6月、7月、9月、10月、11月は、火曜、木曜（祝祭日を除く）

場 所 秋田県警察運転免許センター（秋田市新屋南浜町12-1）

予 約 先 (一社)秋田県交通安全協会 電話 018(896) 5045

方 法 原付免許を受けようとする方は、原付講習を3時間受けなくてはなりませんので、事前に上記予約先に電話予約をして、必要書類、注意事項などを聞いてください。
学科試験の可否には関係なく、講習日の10時50分からの受付となります。

お知らせコーナー

警察署での更新会員は写真不要

会員無料



「免許更新連絡書」の必要なものの欄に「写真1枚」と記載されておりますが、警察署で手続きされる方で交通安全協会へご入会いただいた場合は、写真をサービスいたしますので準備する必要はありません。なお、運転免許センターで更新される方は、写真は不要となっております。

交通安全協会ご入会についてのお願い



交通安全協会は、地域から交通事故をなくすため、
●交通事故防止運動の実施
●交通安全の広報啓発活動
●交通安全功労者・優良運転者等の表彰
など各種の活動を幅広く進めています。

皆さまからの会費(年500円)は、地域の交通安全を推進するために使われております。
交通安全協会の活動にご理解とご協力をお願いいたします。

平成28年4月1日から開始

●入院見舞金・死亡弔慰金制度

会員の皆様が、交通事故で負傷し30日以上継続して入院治療を受けた場合又は60日以内に亡くなった場合に見舞金等をお支払いします。

●お得な協賛店制度

秋田県内の協賛店（約200店舗）で、様々な特典が利用できます。協賛店名・特典は、秋田県交通安全協会のホームページに掲載しております。

（協賛店への参加については随時受付しております。）

ホームページはこちら



「秋田県自転車条例」 が制定されました

令和3年8月1日施行



©2015秋田県民だっちゃん

（秋田県自転車の安全で適正な
利用の促進に関する条例）

自転車は車のなかまです。

車両の運転者として交通ルールを守って安全に利用しましょう。

交通ルールを
守りましょう

- 自転車は**車道が原則**、歩道は例外
※「道路標識・標示で通行可能とされている場合」、「運転者が13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合」、「車道や交通の状況からみてやむを得ない場合」は歩道通行が可能です。
- **車道は左側**を通行、**歩道は歩行者優先**で車道寄りを徐行
- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- ながら運転（傘さし・スマホ使用等）の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認



交通事故防止
対策等に
努めましょう

- 自転車の側面へ**反射器材**を取り付けましょう。
夜間の道路横断時に車から発見されやすくなります。
- 自転車乗車中の事故による死者の多くは、頭部の損傷が原因となっており、被害軽減のためには、**ヘルメット**が有効です。
- 保護者は未成年者に、高齢者の家族は高齢者にヘルメットの着用など自転車の安全な利用に必要なアドバイス等を行いましょう。



自転車の
点検・整備に
努めましょう

- **乗車前点検**を行いましょう。
（ブレーキ・ハンドル・ライト・タイヤの空気圧等の状態の確認）
- 定期的に**整備士**による**点検・整備**を受けましょう。



自転車損害賠償責任保険等への加入が**義務**となりました！
（令和4年4月1日から）

守ろう！ 自転車にもルールがあります！

自転車安全利用五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外



2 車道は左側を通行



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



4 安全ルールを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止



5 子どもはヘルメットを着用



自転車事故に備えて**自転車保険**に加入しましょう。



プロの自転車整備士による点検・整備で安心

自転車に
赤色TSマークで
安全・安心

自転車の点検や整備
をして自転車に貼ってもらいましょう。

傷害保険などの補償
が1年間受けられます。

全日本交通安全協会の自転車会員入会
およびサイクル安心保険加入のご案内

国内で自転車を利用される方およびその保護者の方など、どなたでも入会できます。自転車会員になると会員サービスとして万が一の自転車事故に備えた**サイクル安心保険**に加入できます。



サイクル安心保険の
保険料は日によって
申込み日によって
毎月1日または
15日だよ

WEBからの加入がお得・便利!!

- 便利な**クレジットカード払い**ができます!
- **掛金がお得**です!
- 申込み手続き後、**すぐ加入者票がダウンロード**できます! 【重要】郵送による加入者票のお届けはできません。

詳しくは 一般財団法人全日本交通安全協会 <https://www.jtsa.or.jp/> をクリック!

モバイルから加入の
場合はこちら

右記のQRコードから
アクセスしてください。
24時間、土日祝日いつ
でも加入できます!



補償内容	傷害補償	賠償責任補償	被害者見舞金
●死亡又は 重度後遺障害 (1～4級) 一律 100万円 ●入院 15 日以上 一律 10万円	●死亡又は 重度後遺障害 (1～7級) 限度額 1億円	●入院 15 日以上 一律 10万円	

サイクル安心保険コールセンター 03-4590-1519